

防火設備・建築設備の所有者（管理者）様

定期報告について、令和5年度は兵庫県が特定行政庁となる区域の建築物の防火設備について、オンライン報告を試行しました。本年度はその対象を拡大して実施します。

※)報告手続を依頼する建築士等に、同封の通知文の写し及び本文書を必ずお渡しください。

■ 令和6年度のオンライン報告

- ・ 兵庫県が特定行政庁となる区域の建築物：防火設備は原則実施 建築設備は試行
- ・ 下記の9市が特定行政庁となる区域の建築物：防火設備を試行
(尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・三田市・明石市・加古川市・高砂市)

■ オンライン報告の入力は

次の URL にアクセスします (7/1 から利用可)

https://www.hyogo-jkc.or.jp/teiki-hokoku_online.html



■ オンライン報告のメリットは

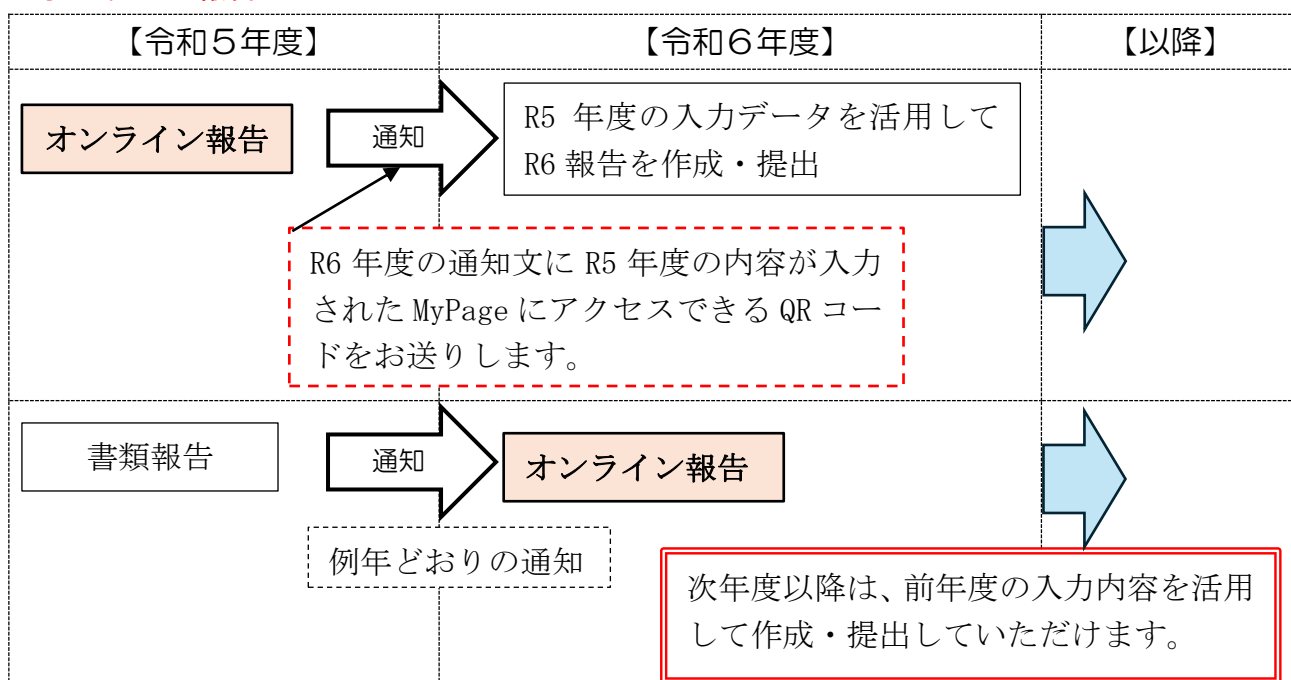
- ① PC で入力するだけで、報告書の作成・提出が完了します。前年度（オンライン報告に限る）の入力内容が活用できます
- ② 窓口に出向く必要がなく、土日祝日も24時間報告ができます
- ③ 副本交付も従来に比べて早くなります
- ④ 報告書や副本は PDF で作成されペーパーレス化が図れます

※オンライン報告（防火設備に限る）を代行する「オンライン入力支援サービス（有料）」等もおこないます。（裏面参照）

■ オンライン報告していただいた定期報告は

- ① 通知文に前年の報告内容が入力されたページ（MyPage）にアクセスするための QR コードを記載しており、前年のデータを活用し、報告書の作成・提出ができます

■ オンライン報告のイメージ



問合せ先

(公財)兵庫県住宅建築総合センター

TEL:078-252-3983

E-mail:e.houkoku@hyogo-jkc.or.jp

■ 「防火設備」のオンライン入力支援サービス（有償）

オンライン報告について、その入力を兵庫県住宅建築総合センターが代行します。

➤ サービスの流れ

- ① Excel で作成した報告書、検査結果図（付近見取り図、配置図、各階平面図）及び振込済証の写し（指導手数料+入力支援サービス手数料）を添付し、メールでご依頼ください
- ② 送付された報告書により、兵庫県住宅建築総合センターでオンライン入力の上、報告（オンライン）します
- ③ オンライン報告システムから報告された旨のメールが届きます
以下、オンライン報告での処理 → 副本交付メール

➤ 依頼メールアドレス

e_houkoku@hyogo-jkc.or.jp

➤ オンライン入力支援サービス手数料

1棟当たり 6,000円（指導手数料4,000円が別途必要です）

※なお、書類で報告済の案件についても、次年度の入力が軽減されるデータの事後入力をお受けします。

■ オンライン報告コーナーの設置（無償）

兵庫県住宅建築総合センター内に、オンライン報告を行っていただく PC 等を配置したコーナーを設置しますのでご活用ください。

入力においてお困りの場合は職員が支援します。